

はじめに

今回から審議は異なるフェーズに入ることなので、資料3として事務局から提出された「原子力小委員会の中間整理（案）」について、ごく簡単にコメントしたい。

なお私にメールで送られてきたのは11月11日18時頃であったため、コメントを書く時間がほとんど確保できなかった。それゆえ、今回はローマ数字の8項目のうち、最初の項目についてのみコメントを書く。2番目以下の項目についてのコメント（5～6ページ以上となる可能性が高い）は、次回の会合での提出資料としたい。

1. まず提案したいのは、この文書が果たして原子力発電に関する国民輿論をふまえたものなのかを、検証することである。この文書は基本的に事務局見解（経済産業省資源エネルギー庁見解）を示した文書で、それに委員等や招聘者の意見をパッチワーク的に散りばめた文書である。国民の信任を得ていない。当面は、公聴会や国民意見募集（個人だけでなく、組織・団体の長いレポートも受け付ける）を行ってみて、国民輿論に適合しているかの検証を行ってみるのが適切と考える。

2. この中間整理（案）の中で、○を冒頭に付けて書かれている文章には、事務局見解が書かれていると思われる。しかしこの文書を読んでいると、従来の事務局資料の中に書かれていない（相当に踏み込んだ）見解が、多々含まれるように思われる。もとより審議との主体は委員であり、事務局ではないので、今回新たに付け加えられた事務局見解については、赤字等で記載して、委員による精査に委ねるべきと考える。（もちろん私は、何度も述べてきたように、従来からの事務局見解の多くにも異論をもっている。）

3. 8項目の第1項目の「東電福島第一原発事故の教訓」については、ほとんど全ての小項目について、賛成いたしかねる。（第1項目だけで思わぬ時間をとられ、第2項目以下に進めなかった。）

（1）〔項目1の本文の4行目〕政府が真摯に反省すべきは、事故発生を防ぐことができなかったばかりでなく、被害者の救済にも失敗していることである。事故発生から3年8カ月が経過してもなお、多くの被害者が「人格権」を侵害されている状況は、政府にも大きな責任がある。なお「福島の再生」ではなく「被害者の救済」が最優先である。

（2）〔8行目〕「廃炉・汚染水対策」ではなく、「隔離管理・汚染水対策」とすべき。廃炉という言葉には、解体・撤去の含蓄が入る。だがそもそもそれが可能なのかも明らかでなく、また最適の管理方法であるという保障もない。

（3）〔10行目〕「安全神話に陥り」は事実であるが、（他の技術と比較して）異次元の危険性を内包した核施設について、安全神話に陥ったことが問題なのである。

（4）〔14行目〕福島事故の原因について「正確に内外に発信し」とあるが、発信する

前に重要なのは、現場保存を前提とした調査・検証活動の推進である。そのために常設の事故調査・検証委員会の設置が必要である。もちろん福島第二、東海第二、女川等との比較検討の重要性を否定するものではない。

(5) [末尾の3行～次ページ4行目]「こうした方々が一日も早く故郷へ帰還できるよう、政府は避難指示の解除を進めていくことが望まれる。」とあるが、放射線被曝リスクが高い地域への期間を進め、帰還しない者への保障を打ち切る政策は適切ではない。全ての被害者がそれぞれが望む場所で生活を再建できるようなサポートが必要である。そうした「人間の復興」を目指すならば、産業活動の回復・拡大を目指す「福島イノベーション・コースト構想」などの方針は、その現実的成功可能性はもとより、目的そのものも適切とはいえない。

(項目2以下については次回コメント提出)

以上